

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市（以下「市」という。）がウクライナ避難民（以下「避難民」という。）に対し、適切な日本語学習の機会を提供する目的で、船橋市国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する日本語教室に参加するために必要な経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「避難民」とは、次に掲げる全てに該当する者をいう。

- (1) 令和4年2月24日以降、ウクライナから避難を目的として日本に入国した人
- (2) 申請日において市に居住又は一時滞在している人

(補助対象経費)

第3条 補助の対象は、避難民が協会の日本語教室に参加するために必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 年会費
- (2) 参加費
- (3) テキスト代
- (4) 保険代

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費のうち実費相当額の全部とする。ただし、避難民1人につき8クラス分を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助申請書（第1号様式）に、第3条に規定する補助対象経費が分かる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(請求の方法)

第7条 前条の規定による補助金の支給の決定の通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

2 市は、前項の規定による請求を受けてから30日以内に支給決定者が指定する口座へ補助金を振り込むものとする。

(請求及び受領の方法の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、支給決定者が協会に対し、委任状(第4号様式)により補助金の請求及び受領(以下「代理受領」という。)を協会に委任した場合に限り、協会は、当該支給決定者に代わり代理受領をすることができる。

2 市長は、前項の委任に基づく請求があった場合は、当該支給決定者に係る補助金として支給すべき限度において、当該支給決定者に代えて協会に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に補助金の支給があったものとみなす。

4 協会は、代理受領の方法により補助金の請求をしようとするときは、船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助代理受領に係る請求書(第5号様式)を市長に請求しなければならない。

5 市は、前項の規定による請求を受けてから30日以内に協会が指定する口座へ補助金を振り込むものとする。

(変更届等)

第9条 支給決定者は、申請内容に変更が生じたときは船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助変更届(第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、補助の内容を変更し、又は補助しないときは、その旨を船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助変更決定通知書(第7号様式)により、当該届出をした者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第10条 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

第1号様式

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

連 絡 先 _____

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等の補助を受けたいので、
次のとおり申請します。

1 日本語教室参加期間

令和 年 月 から令和 年 月 (全10回)

2 受講レベル

レベル

3 申請額 円

(内訳)

年会費 円

参加費 円

テキスト代 円

保険代 円

※補助対象経費が分かる書類を添付すること。

第2号様式

第 号
年 月 日

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助可否決定通知書

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助します。

補助額 円

2 補助しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助請求書

船橋市長 あて

住所

請求者 氏名 ㊟

連絡先

年 月 日付け第 号で交付決定のあった船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助を下記のとおり請求します。

記

請求額 円

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1. 普通 2. 当座
	口座名義人 (カナ)			

※添付書類 船橋市国際交流協会が発行する領収書

第 4 号様式

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

住所

委任者 氏名

連絡先

下記の者を代理人として、 年 月 日付け第 号により支給の
決定を受けた船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助費の請求
及び受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

受任者 団体名

代表者

所在地

電話番号

第5号様式

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助代理受領に係る請求書

年 月 日

船橋市長 あて

請求団体 所在地
名称
代表者氏名 ⑩
電話

年 月 日付け第 号により交付決定のあった船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助を下記のとおり請求します。

記

1 対象者

2 請求額 円

3 請求の内訳

対象経費	金額
年会費	
参加費	
テキスト代	
保険代	

4 振込先口座

金融機関名		支店名	
口座番号		区分	1. 普通 2. 当座
口座名義人 (カナ)			

5 備考

--

第6号様式

年 月 日

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助変更届

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名

連絡先

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助の申請内容の変更が発生しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項

	変更後	変更前
日本語教室参加期間		
受講レベル		
申請額		
振込口座		
その他		
変更年月日		

第7号様式

第 号
年 月 日

船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助変更決定通知書

様

船橋市長



年 月 日付けで届出のあった船橋市ウクライナ避難民の日本語教室参加費等補助の変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助内容を変更します。

変更事項	
変更年月日	

2 補助しません。

理由